

2008年9月5日

株式会社みずほフィナンシャルグループ

米国証券取引委員会宛 Form 20-F の提出について

当社は、現地時間 2008 年 9 月 4 日に、米国証券取引委員会 (SEC) に Form 20-F による年次報告書を提出いたしましたので、お知らせ申し上げます。なお、年次報告書「Form 20-F」は、当社ホームページ (<http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/sec/form20f.html>) で閲覧・入手することが可能です。

以上

(添付資料) ご参考

日米会計基準の差異内訳表 (平成 19 年度)

なお、今回提出いたしました Form 20-F におきましては、証券化商品等への金融市場混乱による影響や VIE (variable interest entities) を始めとする SPE (special purpose entities) に関する詳細につき、2008 年 4 月 7 日付の金融安定化フォーラム (FSF) によるレポート ("Report of the Financial Stability Forum on Enhancing Market and Institutional Resilience") における開示に関わる提言を踏まえて開示を行っております (該当ページ: 50 ~ 61 ページ)。

また、本日、東京証券取引所が開設している TDnet 上で、日本語による決算短信 (米国会計基準) を開示しております (<http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/tanshin/us/index.html>)。

この「米国証券取引委員会宛 Form 20-F の提出について」は、一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

日米会計基準の差異内訳表(平成19年度)

(単位:億円)

	株主資本	当期純利益
米国会計基準	¥32,688	2,286
日米差異が発生する会計項目		
1. デリバティブ及びヘッジ取引	309	(2,027)
2. 投資	29	(1,362)
3. 貸出金	1,345	202
4. 貸倒引当金及び偶発損失引当金	320	(1,097)
5. 動産不動産	(409)	279
6. 不動産セールス・アンド・リースバック	753	(198)
7. 土地再評価	1,890	(54)
8. 企業結合	(160)	247
9. 無利息預け金	612	(104)
10. 退職給付	4,056	(265)
11. 変動持分事業体の連結	(97)	106
12. 税効果	(2,719)	4,898
13. その他	404	201
日本会計基準	¥39,021	¥3,112

以下は日米の当期純利益の差異要因として、その影響額が特に重要な調整の概要です。以下に記載している調整のより詳細な説明と、前頁表中にあるその他項目の調整についての説明を含む、株主資本と当期純利益に対する調整に関する重要な情報は、2008年9月4日に米国証券取引委員会に提出した年次報告書(Form 20-F) "Item 5. OPERATING AND FINANCIAL REVIEW AND PROSPECTS" 111 ~ 114頁の"Reconciliation with Japanese GAAP"に記載されております。
(<http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/sec/form20f.html>)

項番 1. デリバティブ及びヘッジ取引

- (1) ヘッジ取引の指定とその有効性評価の基準が米国会計基準は日本会計基準より厳格なため、日本基準でヘッジ適格なデリバティブの多くが、米国基準では、公正価値(fair value)の変動を損益計上するトレーディング資産・負債として扱われます。
- (2) 日本会計基準では、金融商品への組込デリバティブとその主契約のリスクを別々に管理している場合は区分経理が認められますが、米国会計基準では、主契約と明確かつ緊密に関係している組込デリバティブは区分経理が認められません。

項番 2. 投資

- (1) 米国会計基準では、売却可能有価証券(available-for-sale securities)の公正価値が原価を下回るまで下落し、その下落が一時的ではないと考えられる場合は損益に計上されます。時価の下落が一時的か否かの判定にあたっては、時価の回復、または、満期まで当該有価証券を保有する能力及び意図の有無、下落の期間と程度、発行体の短期的な見通し等の、定量的要因及び定性的要因の双方を勘案します。一方、日本会計基準では、売却可能有価証券の公正価値が原価を著しく下回るまで下落し、その下落が一時的ではないと考えられる場合、短期的な回復が合理的に見込まれない限り、損益に計上されます。原価の50%を超える公正価値の下落は、一時的ではない下落を強く示すものとされ、下落が一時的とする為には反証が必要となります。30%超50%以下の下落は、一時的ではないことを示唆するものとされ、下落が一時的か否かの判定の為には回復可能性を評価する必要があります。なお、30%未満の下落は、一般的に一時的ではない下落とはみなされません。
- (2) 日本会計基準では、外貨建売却可能有価証券の公正価値の変動のうち、為替レートの変動によるものは、損益として認識されます。一方、米国会計基準では、為替レートの変動によるものも含めて、売却可能有価証券の公正価値の変動全体がその他包括利益(other comprehensive income)に計上されます。
- (3) 前頁表の「投資」の差異金額は、税効果と相殺して表示しております。

項番 4. 貸倒引当金及び偶発損失引当金

- (1) 日米の会計基準の相違は、貸倒引当金を予想損失率を用いて算出する貸出金と、個別に見積る貸出金の対象範囲の違いによって生じるものです。上記会計基準の相違に加え、日米の連結決算締め日の相違により、貸倒引当金が異なる場合があります。特に平成18年度(2007年3月期)においては、米国基準連結財務諸表は、日本基準連結決算締め日以降に内部格付制度に基づく格付が低下した借入人に対する貸出金の追加的な劣化を織り込んでおります。
- (2) 当社はオフバランスシート項目に対しても、概ね、貸出金と同様の引当の方法を用いている為、上記(1)の差異は偶発損失引当金についても同様です。

項番12. 税効果

- (1) 米国会計基準では、繰延税金資産の回収可能性と評価性引当金の必要性を決定する為に、肯定的なものであれ否定的なものであれ、全ての入手可能な証拠をその重要性に基づき検討する必要があります。繰延税金資産の回収可能性を判定する際、慎重かつ実現性のあるタックスプランニングを含む、合理的に見積もり可能な課税所得の源泉を考慮しております。日本会計基準では、繰延税金資産の回収可能性は基本的には将来課税所得に基づき評価されます。
- (2) 加えて、日米会計基準上の資産・負債の簿価の違いにより、日米の繰延税金資産・負債の相違の原因となる一時差異が生じております。